

# 市職員の給与・定員管理等について

## 1. 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 24.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度 の人件費比率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	205,823	101,186,468	592,200	14,914,737	14.7	14.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体の一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	1,649	6,600,186	1,194,673	2,389,223	10,184,082	6,176	6,530

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

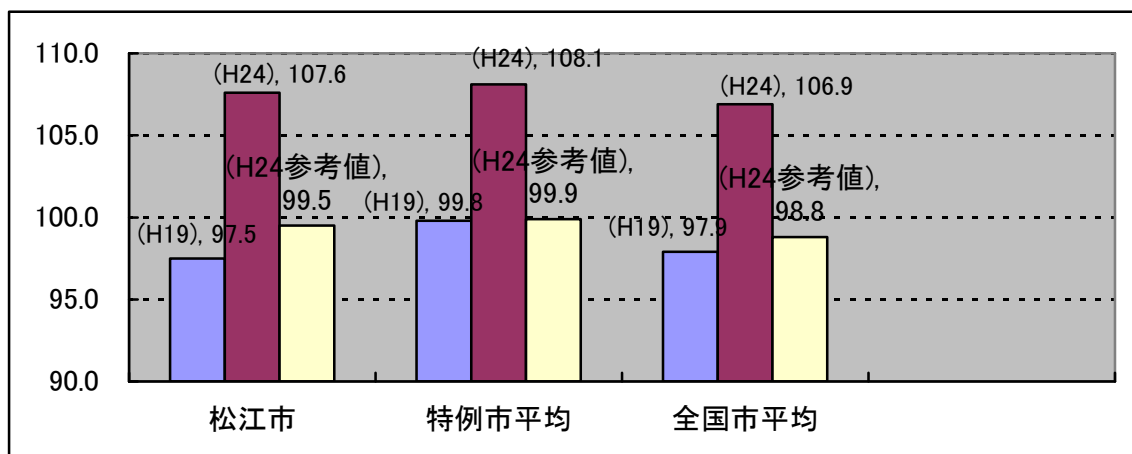
2 職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数で、合併前の東出雲町の職員数を含みます

3 給与費には合併前の平成 23 年度の東出雲町の給与費を含みます。

### (3) 特記事項

島根県人事委員会勧告の公民較差を反映させるため、本市独自に 1.1%（管理職員は行財政改革分として、さらに 2%加え 3.1%）の給与減額措置を実施しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2. 一般行政職給料表の状況（平成 24 年 4 月 1 日）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	45.3 歳	351,687 円	417,598 円	377,850 円
島根県	44.1 歳	336,216 円	405,122 円	363,350 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
特例市	42.6 歳	330,972 円	420,872 円	381,124 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	51.4 歳	349,131 円	389,184 円	360,341 円
うち給食調理員	48.9 歳	360,396 円	379,984 円	370,173 円
うち校務技師	57.6 歳	338,161 円	354,941 円	345,511 円
うち清掃職員	—	—	—	—
島根県	51.3 歳	357,059 円	406,260 円	377,220 円
国	49.7 歳	270,465 (285,030) 円	— 円	307,560 (323,181) 円
特例市	46.8 歳	324,324 円	387,178 円	363,059 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	38.9 歳	312,164 円	376,062 円	334,992 円
特例市	39.9 歳	318,958 円	412,027 円	368,528 円

④高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	42.6 歳	383,802 円	422,641 円	405,825 円
島根県	44.3 歳	382,682 円	432,360 円	— 円
特例市	44.3 歳	384,458 円	450,471 円	— 円

⑤幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	43.5 歳	335,583 円	373,483 円	348,438 円
島根県	45.6 歳	383,266 円	426,597 円	— 円
特例市	41.2 歳	322,661 円	374,910 円	— 円

(注) 1 平均給料月額とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当等の全ての諸手当の額を合計したものです。また、平均給与月額(国ベース)は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		松 江 市	島 根 県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	169,393 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	137,816 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	144,308 円	— 円
消 防 職	大学卒	187,500 円	— 円	— 円
	高校卒	158,100 円	— 円	— 円
教育職 (高等学校)	大学卒	192,800 円	189,657 円	— 円
教育職 (幼稚園)	大学卒	166,900 円	— 円	— 円
	短大卒	152,800 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	258,189 円	298,459 円	361,587 円
	高校卒	※ 213,333 円	255,771 円	310,194 円
技能労務職	中学卒	— 円	— 円	※ 267,767 円
消 防 職	大学卒	274,550 円	※ 307,260 円	※ 364,100 円
	高校卒	246,733 円	280,867 円	317,267 円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

2 ※印は、当該階層の職員が 3 人以下のため近似の階層の職員を含めた平均額です。なお、近似の階層にも該当がない場合は、—印で示しています。

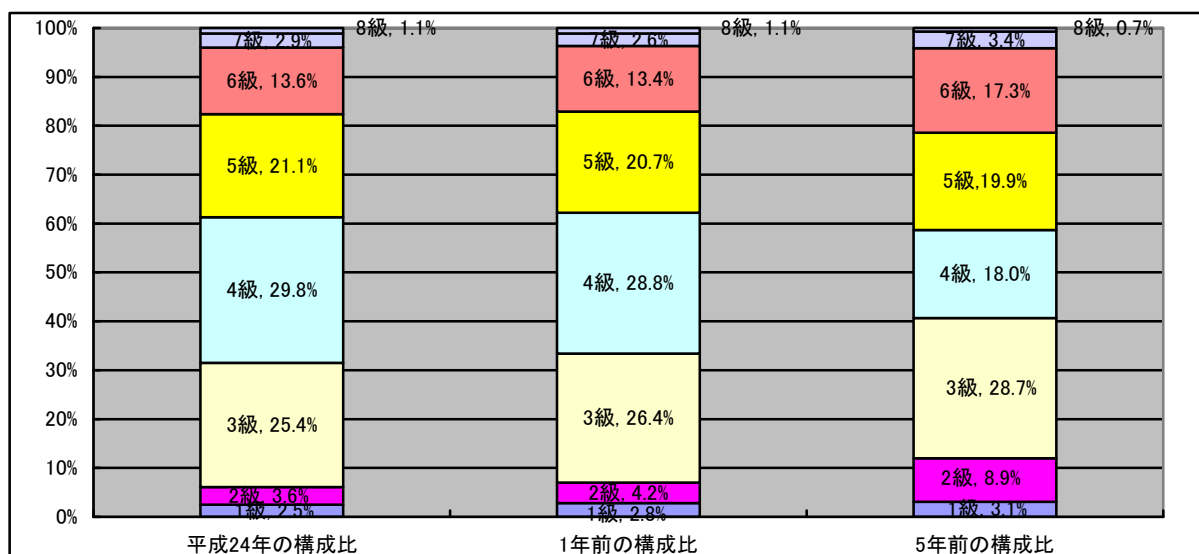
4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	28 人	2.5%
2 級	主任主事	39 人	3.6%
3 級	係長、副主任	279 人	25.4%
4 級	係長、主任	327 人	29.8%
5 級	主幹	232 人	21.1%
6 級	課長	149 人	13.6%
7 級	次長、部長	32 人	2.9%
8 級	部長	12 人	1.1%

(注) 1. 「標準的な職務」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2. 「職員数」は、松江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況 (平成 24 年 1 月昇給)

昇給区分		職員数	割合
A 昇給	勤務成績が極めて良好である職員	40 人	2.7%
B 昇給	勤務成績が特に良好である職員	222 人	14.9%
C 昇給	勤務成績が良好である職員	1,189 人	79.6%
D 昇給	勤務成績がやや良好でない職員	23 人	1.5%
E 昇給	勤務成績が良好でない職員	19 人	1.3%
計		1,493 人	100.0%

5. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

松江市	島根県	国
1人当たりの平均支給額 (平成 23 年度) 1,399 千円	1人当たりの平均支給額 (平成 23 年度) 1,460 千円	—
(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.25) 月分 (0.70) 月分	(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

松江市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たりの平均支給額 12,571 千円 26,381 千円					

(注) 1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

## (3) 地域手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 23 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 23 年度決算)		0 円	
支給対象地域又は対象者	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東 京	18 %	0 人	18 %

## (4) 特殊勤務手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 23 年度決算)		14,003 千円	
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 23 年度決算)		53,243 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 23 年度)		15.9%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当課職員	市税賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督励に従事した場合	日額 200 円 ～350 円
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	日額 290 円
保健指導手当	保健師	結核患者等の家庭を訪問し、保健指導に従事した場合	日額 250 円
行旅死病人業務手当	行旅死病人業務従事職員	旅行死亡人、病人を取り扱った場合	1 回 2,500 円 ～5,000 円
保険料賦課徴収手当	国民健康保険、介護保険担当課職員	国民健康保険料又は介護保険料賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督励に従事した場合	日額 200 円 ～350 円
福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所職員で、生活保護法による保護業務に従事した場合	月額 5,000 円
		上記以外により臨宅して、調査、指導の現業事務に従事した場合	日額 250 円
清掃業務手当	廃棄物処理業務従事職員	廃棄物処理 (犬猫死体処理を除く。) 及びねずみ、害虫等の駆除作業に従事した場合	日額 300 円
典礼作業手当	典礼職員	典礼の現場作業に従事した場合	日額 350 円
特殊作業用車乗務手当	特殊作業車運転手	特殊作業車の運転作業に従事した場合	日額 120 円 ～220 円
危険作業手当	廃棄物処理業務従事職員	ごみ焼却工場等において、焼却炉内等の灰出し等の危険作業に従事した場合	1 時間 300 円
使用料等徴収手当	使用料等徴収担当課職員	滞納に係る市営住宅家賃、下水道使用料、受益者負担金等の臨宅徴収に従事した場合	日額 350 円
滞納処分従事手当	市税、保険料、使用料徴収担当課職員	市税、国民健康保険料、介護保険料、家賃、下水道使用料等に係る差し押さえ等の滞納処分に従事した場合	1 件 400 円
用地交渉手当	公共工事担当課職員	公共用地の取得等のために、土地所有者等と行う用地交渉等で市長が著しく困難であると認めるものに従事した場合	日額 400 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所・地下業務手当	高層建築物監督、検査等業務従事職員	地上 10m以上又は地下 4メートル以上の深所で行う業務に従事した場合	日額 350 円
公共土木施設災害応急作業手当	災害応急作業等従事職員	災害発生時に市が管理する河川、道路等の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した場合	日額 400 円
教員特殊業務手当	高等学校教育職員	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務、生徒の緊急の補導業務、週休日等に行われる対外運動競技、部活動等の指導業務に従事した場合	日額 1,200 円 ～6,400 円
教育業務連絡指導手当	高等学校教育職員	市立の高等学校の教諭のうち、その職務が困難であるとして総務主任、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事が当該職務に従事した場合	日額 200 円
犬猫等処理手当	犬猫等死体処理作業従事職員	犬猫等死体の処理作業に従事した場合	1 件 220 円
消防機関員手当	消防職員	消防吏員で機関員として従事した場合	1 当務 150 円 ～200 円
災害出動手当	消防職員	消防吏員で水火災及びその他の災害に出動した場合	1 回 200 円
救急出場手当	消防職員	消防吏員で救急業務のため出場した場合	1 回 150 円 ～510 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 23 年度決算）	519,269 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（平成 23 年度決算）	472 千円
支給実績（平成 22 年度決算）	498,227 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（平成 22 年度決算）	428 千円

(6) その他の手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (23 年度)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 配偶者 13,000 円 配偶者のない職員の 1 人目 11,000 円 その他の扶養親族 1 人 6,500 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末）の子の加算 5,000 円	同じ		千円 218,212	円 245,458

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度)
住居手当	住宅を借りて月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として自宅に居住する職員に支給されます。 ○借家・借間居住者 月額 23,000 円以下の家賃 家賃－12,000 円 月額 23,000 円を超える家賃 (家賃－23,000 円) × 1/2 +11,000 円 最高支給限度額 29,500 円 ○持家居住者 新築・購入後 5 年間 3,900 円 (※平成 21 年 12 月から廃止)	異なる	借家居住者の最高支給限度額及び持家居住者の手当額が異なる	千円 103,171	円 325,461
通勤手当	通勤のため交通機関を使用又は交通用具を利用する場合に支給されます。(ただし、通勤距離が 2 km 未満の場合を除きます。) 交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2km～30 km 以上 3,200 円～22,300 円	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる	千円 162,307	円 110,639
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給されます。 23,000 円+配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額 (6,000 円～45,000 円)	同じ		千円 348	円 348,000
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 部長級 88,500 円～94,000 円 次長級 70,800 円 課長級 33,200 円～58,200 円		国は俸給の特別調整額として支給 (33,200 ～ 117,500 円)	千円 138,802	円 715,474
休日勤務手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日)において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給されます。	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法が異なる。	千円 67,352	円 271,581
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給されます。	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法が異なる。	千円 2,640	円 40,000



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度)
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給されます。(時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されません。) 一般の宿日直 4,200 円 施設の宿日直 5,900 円	同じ		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営上の必要により、週休日又は休日に勤務した管理職員に支給されます。 勤務1回につき 3,000 円～10,000 円 ※ 勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じた額が支給されます。	異なる	国は、 4,000 円～ 12,000 円 /回	千円 4,982	円 262,211
義務教育等教員特別手当	市立の高等学校に勤務する教育職員に対して、20,200 円を超えない範囲で、職務の級及び号給に応じて支給されます。			千円 1,729	円 66,500
災害派遣手当	災害対策基本法に規定する災害応急対策又は災害復旧のために他の公共団体等から派遣された職員に支給されます。 1日につき 3,970 円～6,620 円			千円 —	円 —

6. 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等	備考
給料	市長	1,026,000 円 ( 972,000 円)	( ) 内は特例減額措置により5%相当額を減額した後の実支給額です。
	副市長	836,000 円 ( 792,000 円)	
教育長	717,000 円 ( 680,000 円)		
報酬	議長 584,000 円 副議長 504,000 円 議員 475,000 円		
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成23年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分	

区 分		給 料 月 額 等	備 考
退 職 手 当	市 長	(算 定 式) 102.6 万円×在職月数×38.7／100	(支給時期) 任期毎に支給
	副市長	83.6 万円×在職月数×25.3／100	
	教育長	71.7 万円×在職月数×19.7／100	